

## 倫理規程（行動基準）

一般社団法人 BRIDGE KUMAMOTO（以下、この法人という。）は、あらゆる分野のクリエイターと企業・団体・個人をつなげ、新たな協業の形を創出し、それをもって災害復興支援や地方創生、若者の雇用などの社会的課題を、クリエイティブの力による、独自性のある革新的なアイデアで問題解決することを目的として、事業活動を続けてきた。

被災地域の支援を行うアップサイクルプロダクトの販売や、被災地域で復旧活動を行う支援団体の助成事業などさまざまな事業を行ってきたが、寄付者や購入者、企業など多くの方々にご協力を頂いており、今後、社会課題の解決に向けて、より多くの方々のご協力を仰ぎながら、事業規模を展開していく必要がある。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程（行動基準）を制定し、その遵守と実践を行うものである。この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、社会課題をクリエイティブの力により社会課題を解決すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### （社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### （法令等の遵守）

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### （私的利益の禁止）

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

### （利益相反の防止及び開示）

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能

性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実効あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、2020年8月1日から実行する。